資料2

令和３年度の組織体制について

１　概　要

都広域連合では債権管理条例を制定し、令和２年２月１日から施行しているが、今後も医療給付費の増大が見込まれる中、条例に基づく適正な債権管理をより一層進めていくために、既存組織の見直しを行う。

２　見直しの内容

保険部保険課の組織を見直し、債権管理を専管する「債権管理課」を設置する。

※債権管理課の主な業務

〇不正・不当利得の返還請求に係る業務

〇第三者行為に係る損害賠償請求等業務

〇その他債権管理に係る業務

なお、執行体制の見直しにより、広域連合の定数は変更なし。

３　実施時期

令和３年４月１日